

令和4年度教育研究活動報告書

氏名	王佳子	所属	経済情報学部経済情報学科
学位	修士（法学）	職位	講師
専門分野	会社法		

I 教育活動	
本年度担当科目	
	授業科目
学部	民法入門、民法／民法1、企業法、特別演習II、基礎演習I、専門演習Ia、専門演習Ib、 専門演習IIa、専門演習IIb
大学院	企業法特論
II 研究活動	
現在の研究テーマ（3つまで）	
（1）取締役の義務と責任	
（2）少数株主の保護	
本年度を含む過去3年間の研究業績 R4・R3・R2	
R4	<p>〈判例研究〉「転換社債型新株予約権付社債の有利発行がなく、その発行を決議した取締役らに損害賠償責任がなかったとされた事例——東京高判令和元年7月17日金判1578号18頁」 青山ローフォーラム11巻1・2合併号（2023年3月）91頁～127頁、査読なし</p> <p>〈研究ノート〉「外国で有罪判決を受けた取締役について会社法854条1項にいう『役員職務の執行に関し不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があった』とされなかった事例」 尾道市立大学経済情報論集22巻1号（2022年6月）79頁～99頁、査読なし</p>
R3	<p>〈研究ノート〉「ADRプログラム設定会社のD&Oへの補償——イギリスの状況を中心として——」 尾道市立大学経済情報論集21巻2号（2021年12月）101頁～118頁、査読なし</p> <p>〈報告〉「会社補償と役員等賠償責任保険による補償」広島企業法務研究会（2021年12月11日）</p> <p>〈報告〉「デラウェア州法におけるD&Oへの会社補償の態様に関する一考察」青山学院大学企業法研究会（2021年5月22日）</p>
R2	<p>〈研究ノート〉「信任義務違反を追及される取締役への費用補償の態様——デラウェア州法を中心として——」 尾道市立大学経済情報論集20巻2号（2020年12月）9～38頁、査読なし</p> <p>〈研究ノート〉「職務執行に係る役員等の図利加害目的に関する一考察：会社による費用補償の態様を模索して」尾道市立大学経済情報論集20巻1号（2020年7月）141～158頁、査読なし</p>
R1 以前の主な研究業績	
R1	<p>〈特別寄稿〉 A Case in which Directors Were Not Held Liable for Loss Attributed to Issuers' Default on Redemption of Bonds They Approved to Assume: Judgment of the Tokyo High Court on Sep. 20th, 2018, 2018 WLJPCA09206008, Onomichi City University Keizai Joho Ronshu, vol. 19, No. 2, Dec. 2019, pp. 91-102, sole author, not peer reviewed.</p>
学会、所属団体における活動（本年度を含む過去3年間の研究業績） R2・R3・R4	
所属学会・所属団体 役職等と任期	
日本私法学会 会員 日米法学会 会員	